

○中山町空家除却費及び家財処分費補助金交付規程

令和4年6月3日

告示第66号

改正 令和4年9月7日告示第89号

令和5年3月29日告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、中山町空家等対策計画（以下「計画」という。）に基づき、空家の解消により地域の安全を確保するとともに、空家の利活用を促すことにより、町内における宅地の確保を図るため、その所有者又は所有者の同意を得た者が空家の除却又は空家内の家具、寝具等の処分を行うことに対して補助金を交付することに関し、中山町補助金等の適正化に関する規則（昭和40年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の空家)

第2条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空家とする。

- (1) 中山町に存するもの。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定される空家等（その敷地除く。）であり、床面積の2分の1以上が居住の用に供されたもの。ただし、集合住宅は除く。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が空家の除却に同意している場合は、この限りでない。
- (4) 次に掲げるいずれかの方法で町が空家と認めたもの。

イ 中山町空き家バンク実施要綱（平成27年告示第35号）に基づく中山町空き家バンクに登録されている空家

ロ 計画に基づき町が調査し作成する空き家台帳に登載されている空家

ハ 中山町空家判定申請書（様式第1号）を補助金の申請前に提出し、次のいずれにも該当すると町長が認め補助対象空家と判定した空家

(イ) 1年以上使用されていないこと

(ロ) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定す

る不良住宅のうち、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める別表において、評定区分1から3の合計が50点以上であること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 補助対象空家の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の区分所有者を含む。）又はその相続人であること。

補助対象空家が共有である場合は、共有する所有者又は相続人全員の除却の同意を得た者であること。

ロ イに該当する者から除却の同意を得た者であること。

(2) 前号イに該当する者である場合、町税等の滞納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 過去に同一の空き家について本補助金の支給を受けていないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 次のいずれにも該当する工事（以下「除却工事」という。）とする。

イ 補助対象者が発注する補助対象空家の全部を建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別除却、再資源化等を実施する工事（除却工事を実施するために必要となる工事を含む）であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者（以下「工事請負業者」という。）に請け負わせる工事であること。

ロ 除却後の土地を宅地として使用するため、更地にする工事であること。

ハ 他の制度等に基づく助成の対象となる工事でないこと。

ニ 第9条に規定する交付の決定後に着手する工事であること。

ホ 補助金の交付の決定の日の属する年度の3月末日までに除却工事を完了

する工事であること。

(2) 次のいずれにも該当する処分業務（以下「家財処分」という。）とする。

イ 補助対象者が発注する補助対象空家内に使用されずに放置された状態の家具、寝具等の処分（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処分を含む）であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項の規定による許可並びに中山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第12号）第7条の規程による許可を受けた者（以下「処分請負業者」という。）に請け負わせる処分業務であること。

ロ 他の制度等に基づく助成の対象となる処分業務でないこと。

ハ 第9条に規定する交付の決定後に着手する処分業務であること。

ニ 補助金の交付の決定の日の属する年度の3月末日までに処分を完了する処分業務であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 除却工事に対する補助金の額は、第4条に規定する工事に要する経費の3分の1以内で30万円を限度とし、予算の範囲内とする。ただし、町内に本店、支店等の事業所を有する工事請負業者が受託する場合、当該限度額を60万円とする。

(2) 家財処分に対する補助金の額は、第4条に規定する処分業務に要する経費の3分の2以内で10万円を限度とし、予算の範囲内とする。

（補助対象空家の判定）

第6条 町長は、第2条第1項第4号に規定する空家判定申請書の提出があったときは、現地調査を行い、速やかに補助対象空家の該当について判定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助対象空家の判定をした場合は、中山町空家判定結果通知書（様式第2号）により、当該申請書の提出者に通知するものとする。

（交付申請書）

第7条 補助金交付申請書は事業に着手する前に提出するものとし、当該申請書に

添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) 中山町空家判定結果通知書の写し（第6条第2項の規定に基づく通知があった場合に限り。）
- (4) 補助対象空家の登記事項証明書（所有者、床面積を確認できる書類）
- (5) 除却工事又は家財処分の見積書（工事請負業者又は処分請負業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- (6) 町税等納付状況確認同意書（様式第5号）
- (7) 同意書（様式第6号）（必要な場合に限る。）
- (8) 補助対象者が相続人である場合、被相続人と同意書（様式第6号）の提出が必要となる相続人の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本並びに相続人全員
の本人確認書類の写し
- (9) 補助事業着手前の写真
- (10) その他町長が必要と認める書類
（条件）

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業費の10分の2を超える増減
- (3) 新たな事業の実施
- (4) 補助交付申請額の変更（増額）

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について町長の承認を受けようとする場合、又は既に交付決定された補助金額の変更をあらかじめ申請する場合には、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 中山町空家除却費及び家財処分費補助金事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（様式第7号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 規則第7条第1項第2号の規定により町長の指示を受けようとするときは、中山町空家除却費及び家財処分費補助金事業遂行状況報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

（交付決定等の通知）

第9条 規則第8条及び第10条第3項に規定する交付決定等の通知は、中山町空家除却費及び家財処分費補助金（変更）交付決定通知書（様式第9号）によるものとする。

（実績報告書）

第10条 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第3号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 除却工事又は家財処分の契約書の写し又は請書の写し
- (4) 除却工事又は家財処分代金の領収書の写し
- (5) 補助事業完了後の全景写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定の通知）

第11条 規則第15条に規定する補助金の額の確定の通知は、中山町空家除却費及び家財処分費補助金額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 町長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が取り消すと認めたもの。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(帳簿の備付等)

第13条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年9月7日告示第89号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日告示第22号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

中山町空家判定申請書

中山町長 様

申請者 住所

氏名

電話

中山町空家除却費及び家財処分費補助金交付規程第2条第1項第4号の規程により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、空家判定にあたり、中山町職員が当該空家の敷地内に立ち入ること及び水道使用量を調査することを承諾します。

記

空家の所在地	山形県東村山郡中山町
空家の所有者	
空家の所在地 の 土地所有者	
用途	住 宅
形態	一戸建て 併用住宅
構造	木造 鉄筋コンクリート 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他（ ）
面積	延べ面積 m^2 うち居住部分の面積 m^2
階数	階
居住しなくな った時期	年 月

添付書類

- ① 所在地を示す地図
- ② 判定の対象となる空家の写真（2方向以上から撮影すること）

③ 申請者が空家の所有者以外の場合は、空家除却同意書（様式第6号）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

中山町長

中山町空家判定結果通知書

中山町空家除却費及び家財処分費補助金交付規程第2条第1項第4号の規程に基づき、年月日付で申請のあった空家（所在地 山形県東村山郡中山町 ）の判定について、同規程第6条の規定により、下記のとおり判定したので通知します。

記

する。

補助対象空家と

しない。

様式第3号（第7条、第8条、第10条関係）

事業計画（実績）書

空家の所在地	山形県東村山郡中山町
空家の所有者	
空家の所在地 の 土地所有者	
用途	住 宅
形態	一戸建て 併用住宅
構造	木造 鉄筋コンクリート 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他（ ）
面積	延べ面積 m^2 うち居住部分の面積 m^2
階数	階

事業内容	事業予定（実施）期 日	予（決）算額 （円）	備 考

（注）補助事業計画変更承認申請書に添付する場合は、変更前と変更後を二段書きとし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

様式第4号（第7条、第8条、第10条関係）

収支予（決）算書

補助対象空家所在地 山形県東村山郡中山町

（収入）

項 目	予算額(円)	決算額(円)	説 明
合 計			

（支出）

項 目	予算額(円)	決算額(円)	説 明
合 計			

（注）補助事業計画変更承認申請書に添付する場合は、変更前と変更後を二段書きとし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

様式第5号（第7条関係）

町税等納付状況確認同意書

年 月 日

中山町長 様

住所

氏名

中山町空家除却費及び家財処分費補助金の交付申請にあたり、町税等の納付状況を中山町長が閲覧・確認することに同意します。

空家除却同意書

年 月 日

中山町長 様

住所

氏名

電話

私は次の者を代理人と定め、下記の事項に同意します。

代理人

住所

氏名

記

- 1 次の空家の 除却 家財処分 に関する事。

空家の所在地	山形県東村山郡中山町
用途	住宅
形態	一戸建て 併用住宅
構造	木造 鉄筋コンクリート 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他（ ）
面積	延べ面積 m ²

- 2 中山町空家除却費及び家財処分費補助金の申請及び受領に関する事。

様式第7号（第8条関係）

番号

年 月 日

中山町長 様

申請者 住所

氏名

電話

中山町空家除却費及び家財処分費補助金
事業計画変更承認並びに補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定があった標記補助事業
について、下記のとおり計画変更したいので中山町補助金等の適正化に関する規則
第7条第1項第1号の規定により承認されるとともに、補助金 円を追加
(減額) 交付されるよう、併せて申請する。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 変更後の事業計画書
別紙のとおり（様式第3号を添付すること）
- 3 変更後の収支予算書
別紙のとおり（様式第4号を添付すること）

(注) 補助金の変更交付が不要の場合は、件名の「中山町空家除却費及び家財処分
費補助金事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書」を「中山町空家除却費及
び家財処分費補助金計画変更承認申請書」とし、本文中の「下記のとおり計画変
更したいので中山町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定に

より承認されるとともに、補助金 〇〇〇〇 円を追加（減額）交付されるよう、併せて申請する。」を「下記のとおり計画変更したいので中山町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。」とする。

様式第8号（第8条関係）

番号

年 月 日

中山町長 様

申請者 住所

氏名

電話

中山町空家除却費及び家財処分費補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定があった標記補助事業について、中山町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により補助事業等の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり補助事業遂行状況報告書を提出する。

記

1 補助事業等が予定内に完了しない又は補助事業等の遂行が困難となった理由

2 遂行状況

様

中山町長

中山町空家除却費及び家財処分費補助金の（変更）交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった中山町空家除却費及び家財処分費補助金について、中山町補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という）及び中山町空家除却費及び家財処分費補助金交付規程に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業で、その内容は申請書記載のとおりとする。
 - (2) 補助事業者等は、補助事業等を中止又は廃止する場合及び補助事業の内容を変更する場合（事業費の10分の2を超えない増減を除く）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等を完了したときは、完了後30日以内又は補助金の交付のあった年度の3月末日のいずれか早い期日までに実績報告書を中山町長に提出しなければならない。
 - (4) 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
 - (5) 補助事業者等は、補助金を受けて取得し、又は効用の増加した不動産及び従物は、町長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
 - (6) 補助事業者はこの補助金に関しては、規則及び中山町空家除却補助金交付

規程に従わなければならない。

(注) 事業計画変更の承認を兼ねる場合は、件名の「 年度（補助金等の名称）の（変更）交付決定について（通知）」を「 年度（補助金等の名称）の事業計画変更承認及び変更交付決定について（通知）」とし、本文中の「中山町補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という）及び中山町補助金交付規程に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。」を「事業計画の変更を承認することとし、中山町補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という）及び中山町補助金交付規程に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。」とする。

様式第10号（第11条関係）

番号

年 月 日

様

中山町長

中山町空家除却費及び家財処分費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定した中山町空家除却費及び家財
処分費補助金については、中山町補助金等の適正化に関する規則第15条の規定
により、下記のとおり額を確定します。

記

1 補助金の確定額 円